

資治通鑑 第 181 卷

【隋紀五】起著雍執徐，盡玄默涸灘，凡五年。

●隋、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 經子史部 第 10 卷 263p、この巻の中華書店テキストには誤り多い

煬皇帝上之下大業四年（戊辰，608年）

【隋は周辺諸国に興味】

●永濟渠開鑿に婦人動員 春，正月，乙巳（41-41+1=1日），詔して河北諸軍の五百餘萬の衆を發して永濟渠を穿ち，沁水（山西省冀寧道沁源縣羊頭山世靡谷より出て東南に流れ、河南省河北道武陟縣に至りて黄河に入る）を引いて南に河に達し，北に涿郡（現・河北省保定市涿州市～北京市周辺）に通ぜしむ。丁男供せず，始めて婦人を役す。

●壬申（8+60-41+1=28日），太府卿の**元壽**を以て内史令と為す。

●**突厥**「崔君肅は處羅可汗の無礼を窘める」**裴矩**は西突厥の**處羅可汗**が其の母を思うを聞き，遣使して之を招懷するを請う。二月，己卯（15-10+1=6日），**帝**は司朝謁者（**帝**は謁者台を置き、丈夫一人、司朝謁者二人を置く）の**崔君肅**を遣わして詔書を繼^{もたら}して之を慰諭せしむ。**處羅**は**君肅**を見ること甚だ倨（倨傲）にして，詔を受けるに肯えて起たず，**君肅**は之に謂って曰く、

「突厥は本は一國，中ごろ分かれて二と為り，毎歲兵を交え，數十歳を積み而るに能く相い滅する者莫し，明かに其の勢いの敵するを知る耳。然るに**啟民**は其の部落百萬之衆を擧げて，躬を卑しくして節を折り，入りて**天子**の（10-264p）臣となる者は，其の故は何ぞ也？正に切に可汗を恨むも，獨り制する能わざるを以て，兵を大國に借り，共に可汗を滅ぼさんと欲する耳。群臣は鹹な**啟民**之請いに従わんと欲し，**天子**は既に之を許し，師出づること日有り矣。顧わくは可汗の母の**向夫人**は西國之滅びるを懼れ，旦夕闕を守り，哭泣哀祈し，匍匐して謝罪し，使いを發して可汗を召し，入りて内屬せ令めんと請う。**天子**は之を憐み，故に復た遣使して此に至る。今可汗は乃ち倨慢することは是くの如し，則ち**向夫人**が**天子**を誑かすと為り，必ず屍を都市に伏し，首を虜庭（**啟民**の庭）に傳えん。大隋之兵を發し，東國之衆に資し，左提右挈して，以て可汗を撃てば，亡びるに日無し矣！奈何して兩拜之禮を愛^{おし}み，慈母之命を絶ち，一語臣と稱するを惜しみ，社稷をして墟と為ら使めん乎！」

處羅は矍然とし而して起ち，流涕して再拜し，跪いて詔書を受け，因りて使者を遣わして**君肅**に隨いて汗血馬を貢せしむ。

倭●倭王多利思比孤の無礼な書 三月，壬戌（58-40+1=19日），倭王の**多利思比孤**は遣使して入貢し，**帝**に書を遣りて曰く、

「日出ずる處の**天子**は日没する處の**天子**に書を致す、恙無しや。」

帝は之を覽，悦ばず，鴻臚卿に謂って曰く、

「蠻夷の書の無禮なる者は，復た以て聞する勿かれ。」

●自動警戒装置考案 乙丑（1+60-40+1=22日），車駕は五原に幸し，因りて塞を出て長城（去年築く）を巡る。行宮に六合板城（隋書。方 120 歩高四丈二尺、六合、木を以て之を為り、方六尺外面の一方に板あり、離合して之を為り、塗るに青色を以てし、六板を疊して城を為り、高さ三丈六尺、上に女牆板を加える、高さ六尺云々と）を設け，載せるに檣車を以てす。頓捨する毎に，則ち其の輶を外にし以て外圍と為し，内に鐵菱（爾雅翼に曰く、今軍旅に鐵を以て茨を作り以て敵路に布く、之を鐵蒺藜と謂うと。或いは云わく、鐵蒺藜菱角は煬帝が梁を征するとき之を為りしに起こると、統の違は誤り、蒺は

続では木偏)を布く。次に弩床を施し、皆な鋼錐を挿し、外は上に向いて旋機弩を施し、繩を以て機を連ね、人來たりて繩に觸れれば、則ち弩機は旋轉し、觸れる所に向い而して發す。其の外にも又た矰を以て周圍に、鈴柱(鈴を付けた柱)、槌磬(槌を付けた磬、警戒用)を施し以て警^{いまし}める所を知る。

●**「赤土國に使者派遣」**帝は能く絶域に通じる者を募り、屯田主事の常駿等は赤土(隋書に赤土國は扶南の別種で南海中に在り、水行百餘日にして達すと。スマトラ島パレンバンか)に使いせんと請う、帝は大いに悦ぶ。丙寅(2+60-40+1=23日)、駿等に命じて物五千段を繼し、以て其の王に賜わしむ。赤土と者、南海中の遠國也。

●**「宮室多く厭きる」**帝は日に宮室を治めざるは無く、兩京及び江都、苑囿亭殿は多しと雖も、久しく而して益々厭く。游幸する毎に、左右顧囑し、意に可なる者無く、適う所を知らず。乃ち天下の山川之圖を備責(完全を求める)し、躬ら自ら歴覽し、以て勝地の宮苑を置く可き者を求める。夏、四月、詔して汾州(現・山西省臨汾市霍州市)之北の汾水之源に於いて、汾陽宮(隋志に、樓煩郡汾源県は旧の崑崙なり。大業四年に改めて静樂と為す。汾陽宮・管涔山・天池・汾水有り)とを營ましむ。

【後継者に悩む煬帝】

●**「暕への恩寵日々衰える」**初め、元徳太子は薨じ(前卷二年にあり)、河南尹の齊王の暕^{けん}は次に當に嗣と為り、元徳の吏兵二萬餘人は、悉く暕に隸し、帝は之が為に僚屬を妙選し、光祿少卿の柳謩之を以て齊王の長史と為し、且つ之を戒めて曰く、

「齊王(10-265p)徳業修備すれば、富貴は自ら卿の門に鐘^{あつま}らん。若し不善有れば、罪も亦た相い及ばん。」謩之は、慶(宇文泰に仕える)之從子也。暕の寵遇は日々隆く、百官趨謁し、道路に闐咽す。暕は是を以て驕恣し、小人を暱近し、為す所は多く不法なり。左右の番令則、庫狄仲錡、陳智偉を遣わして聲色を求めしむ。令則等は此に因りて放縱なり、人家を訪ねて美女有れば、輒ち暕の命を矯めて之を呼び、載せて暕の第に入り、淫し而して之を遣る。仲錡、智偉は隴西(渭州を改めて隴西郡となす)に詣り、諸胡を撾炙(打ち火炙りにする)し、其の名馬を貢め、數匹を以て暕に進める。暕は主に還さ令め、仲錡等は詐りて王の賜と言ひ、取りて其の家に歸り、暕は知らざる也。樂平公主(周の天元の後)は嘗て帝に奏し、柳氏の女の美なるを言ひ、帝は未だ答える所有らず。之久しく、主は復た柳氏を以て暕に進め、暕は之を納れる。其の後、帝は主に問う、

「柳氏の女は安くに在るや？」

主は曰く、

「齊王の所に在り。」

帝は悦ばず。暕は帝に従いて汾陽宮に幸し、大いに獵し、暕に詔して千騎を以て圍いに入らしめ、暕は大麋鹿を獲て以て獻ず。而して帝は未だ得る有らざる也、乃ち怒り、從官は皆な言う、

「暕の左右の遏^{とど}める所と為り、獸は前むを得ず。」

帝は是に於いて怒りを發し、暕の罪失を求める。時の制に、縣令は故無くして境を出るを得ずと。伊闕の令の皇甫詡有り、幸を暕に得、禁に違ひて、之を攜えて汾陽宮に至る。御史の韋德裕は旨を希いて暕を劾奏し、帝は甲士千餘人をして大いに暕の第を索め令め、因りて其の事を窮治す。暕の妃の韋氏は早く卒し、暕は妃の姉の元氏の婦と通じ、一女を産む。暕は相工を召し遍く後庭を視令め、相工は妃の姉を指さして曰く、

「此の子を産む者は當に皇后と為るべし。」

暕は元徳太子に三子有るを以て、立つを得ざらんを恐れ、陰に左道を挾みて厭勝を為し、是に至りて皆な

あば
發かる。帝は大いに怒り、令則等數人を斬り、妃の姉に死を賜り、曠の府僚は皆な之を邊遠に斥く。柳謩之は匡正する能わざるに坐し、除名さる。時に趙王の杲は尚ほ幼く、帝は侍臣に謂って曰く、

「朕は唯だ曠一子有るのみ、然らざる者は、當に諸を市朝に肆にし、以て國憲を明らかにすべし！」

曠は是より恩寵は日々に衰え、京尹為りと雖も、復て時政に關預せず。帝は恆に虎賁郎將（帝は十二衛を制し、衛毎に護郡四人を置く。將軍に副式するを掌る。後に護郡を改めて虎賁郎將と為す。正四品）一人をして其の府事を監ぜ令め、曠に微失有れば、虎賁は輒ち之を奏す。帝も亦た常に曠が變を生じるを慮り、給する所の左右は、皆な老弱を以てし、員に備え而して已む。太史令の庚質は、季才之子也、其の子は齊王の屬（隋の王府に據有り、屬有り）と為る。帝は質に謂って曰く、

「汝は心を一にして我に事える能わず、乃ち兒をして齊王に事え使む、何ぞ向背すること此くの如きや！」對えて曰く、

「臣は陛下に事え、子は齊王に事える、實に是れ一心にして、敢えて二有らず。」

帝は猶ほ怒り、出して合水（開皇十六年に合水県を置き、慶州の治所と為す。帝は弘化郡と為す。甘肅省涇原道慶陽県、現・慶陽市慶陽県）令（10-266p）と為す。

●**突厥**乙卯（51-39+1=1 3 日）、詔して、

「突厥の啟民可汗は朝化を遵奉し、戎俗を改めんと思ひ、宜しく萬壽戌に於いて城を置き屋を造るべし、其の帷帳床褥以上は、務めて優厚に従うべし。

●秋、七月、辛巳（17-7+1=1 1 日）、丁男二十餘萬を發して長城を築き、榆谷（榆林の西）より而して東す。

【煬帝は吐谷渾・張掖親征】

●**鐵勒** **吐谷渾** 吐谷渾を討伐して天下の輕罪を置く 裴矩は鐵勒を説き、吐谷渾を撃た使め、大いに之を破る。吐谷渾可汗の伏允は東に走り、西平（帝は鄯州を改めて西平郡と為す、現・西寧市城中区）の境内に入り、遣使して降るを請ひ救いを求める。帝は安徳王の雄を遣わして澆河（帝は廓州を改めて澆河郡と為す、現・青海省海東市化隆回族自治县）に出で、許公の宇文述をして西平に出で之を迎えしむ。述は臨羌城（漢の臨羌県城）に至り、吐谷渾は述の兵の盛んなるを畏れ、敢えて降らず、衆を帥いて西に遁げ、述は兵を引いて之を追い、曼頭、赤水（現・海南チベット族自治州興海県）の二城（隋志に、帝は吐谷渾を平らげて河源郡を古の赤水城に置く。管下に曼頭城有りと。青海の南）を抜き、三千餘級を斬り、其の王公以下二百人を獲り、男女四千口を虜とし而して還る。伏允は南に雪山（蜀の西山の西雪山）に奔り、其の故地は皆な空となり、東西四千里、南北二千里、皆な隋の有と為り、州、縣、鎮、戍（鄯善・且末・西海・河源・の四郡、顯武・濟遠・肅寧・伏戎・宣德・威定・遠化・赤水等の県を置く）を置き、天下の輕罪を徙して之に居らしむ。

●八月、辛酉（57-37+1=2 1 日）、上は親ら恆岳（北岳恆山）を祠り、天下に赦す。河北道の郡守は畢く集まり、裴矩が致す所の西域十餘國は皆な來りて祭りを助ける。

●九月、辛未（7-7+1=1 日）、天下の鷹師（鷹匠）を征して悉く東京に集まらしめ、至る者は萬餘人なり。

●冬、十月、乙卯（51-36+1=1 6 日）、新式（去年四月壬辰に度量權衡を改訂し、古式に依る）を頒つ。

●赤土王の入貢 常駿等は赤土の境に至り、赤土王の利富多塞は遣使して三十舶を以て之を迎え、金鎖を進め以て駿の船を纜ぎ、凡そ海に泛かぶこと百餘日、境に入り月餘にして、乃ち其の都（僧祇城）に至る。其の王の居處器用は、珍麗を窮極し、使者を待つ禮は亦た厚く、其の子の那邪迦を遣わして駿に隨いて入貢す。

●**突厥** 薛世雄は伊吾攻略 帝は右翊衛將軍の河東（帝は蒲州を改めて河東郡と為す）の薛世雄を以て玉門道行

軍大將と為し、突闕の**啟民可汗**と兵を連ねて伊吾（ハミ、哈密、現・新疆ウイグル自治区クムル市伊吾県伊吾鎮）を撃たしめ、師は玉門（敦煌郡に属す県、甘肅省安肅道玉門県の東、現・酒泉市玉門市）を出でるも、**啟民**は至らず。**世雄**は孤軍にして磧（砂漠）を度り、伊吾は初め謂えらく、隋軍は至る能わずと、皆な備えを設けず。**世雄**の軍の已に磧を度るを聞き、大いに懼れ、降を請う。**世雄**は乃ち漢の故の伊吾城の東に於いて築城し、銀青光祿大夫の**王威**を留めて甲卒千餘人を以て之に戍せしめ而して還る。

煬皇帝上之下大業五年（己巳，609年）

- 春，正月，丙子（12-5+1=8日），東京を改めて東都と為す。
- 突厥**突闕の**啟民可汗**は來朝し，禮賜は益々厚し。（10-267p）
- 癸未（19-5+1=15日），天下に詔して均田す。
- 戊子（24-5+1=20日），上は東都より西に還る。
- 己丑（25-5+1=21日），制して民間の鐵叉（鐵のさすまた）、搭鉤（物を釣り掛ける鉤）、[矛贊] 刃（矛と刃）之類は皆な之を禁ず。
- 二月，戊申（44-34+1=11日），車駕は西京に至る。

【吐谷渾親征、西域と通行、国家疲弊】

●**吐谷渾** **〔吐谷渾攻略に親征出發〕**三月，己巳（5-4+1=2日），西に河右（河西・武威諸郡の地）を巡る。乙亥（11-4+1=8日），扶風（帝は岐州を改めて扶風郡と為す）の舊宅に幸す。夏，四月，癸亥（59-33+1=27日），臨津關（枹罕の界にありて河津に臨む、現・臨夏回族自治州臨夏市城郊鎮）を出で，黄河を渡り，西平に至り，兵を陳ね武を講じ，將に吐谷渾を撃たんとす。五月，乙亥（11-3+1=9日），上は大いに拔延山（甘肅省西寧道西寧県にあり、現・西寧市）に於いて獵し，長圍の周（続は無し）は二十里に互る。庚辰（16-3+1=14日），長寧谷（古の晋昌郡の界）に入り，星嶺を度る。丙戌（22-3+1=20日），浩亶川（大通河、青海の東北境より出で、大通・平番・莊浪を経て湟水に入る）に至る。橋の未だ成らざるを以て，都水使者（帝は都水監を改める）の**黃互**及び督役者九人を斬り，數日にして，橋は成り，乃ち行く。

吐谷渾●**〔吐谷渾追撃〕**吐谷渾の可汗の**伏允**は衆を帥いて覆袁川を保ち，帝は分けて内史の**元壽**に命じて南して金山に屯せしめ，兵部尚書の**段文振**をして北の雪山に屯せしめ，太僕卿の**楊義臣**をして東に琵琶峽に屯せしめ，將軍の**張壽**をして西に泥嶺に屯せしめ，四面より之を圍む。**伏允**は數十騎を以て遁げ出で，其の**名王**を遣わして詐りて**伏允**と稱し，車我真山を保つ。壬辰（28-3+1=26日），右屯衛大將軍の**張定和**に詔して往きて之を捕えしむ。**定和**は其の衆の少なきを輕んじ，甲を被らず，身を挺して登山し，吐谷渾の伏兵は之を射殺す。其の亞將の**柳武建**は吐谷渾を撃ち，之を破る。甲午（30-3+1=28日），吐谷渾の仙頭王の**窮蹙**は，男女十餘萬口を帥いて來降す。六月，丁酉（33-32+1=2日），左光祿大夫の**梁默**等を遣わして**伏允**を追討せしめ，兵は敗れ，**伏允**の殺す所と為る。衛尉卿の**劉權**は伊吾道に出で，吐谷渾を撃ち，青海に至り，千餘口を虜獲し，勝ちに乗りて奔るを追ひ，伏俟城（吐谷渾の都、青海の西15里）に至る。

●**〔煬帝は張掖遠征〕**辛丑（37-32+1=6日），帝は給事郎の**蔡征**に謂って曰く、

「古より天子は巡狩之禮有り。而るに江東の諸帝は多く脂粉を傳け、深宮に坐し、百姓と相い見ず、此れ何の理ある也？」

對えて曰く、

「此れ其の長世する能わざる所以なり。」

丙午（42-32+1=1 1 日），張掖（帝は甘州を張掖郡に改める、現・甘肅省張掖市）に至る。帝之將に西巡せんとする也，**裴矩**に命じて高昌王の**麴伯雅**及び伊吾の**吐屯設**等に説き，啖わすに厚利を以てし，召して入朝せしむ。壬子（48-32+1=1 7 日），帝は燕支山に至り，**伯雅**、**吐屯設**等及び西域二十七國は道左に謁し，皆な金玉を佩び，錦罽を被ら令め，香を焚き樂を奏し，歌舞喧噪す。帝は復た武威、張掖の士女をして盛飾して縱觀せ令め，衣服車馬の鮮かならざる者は，郡縣は之を督課す。騎乘嗔咽し，周互數十里，以て中國之盛んなるを示す。**吐屯設**は西域數千里之地を獻じ，上は大いに悦ぶ。癸丑（49-32+1=1 8 日），西海（伏俟城に置く、現・青海省海北チベット族自治州海晏県）、**河源**（赤水城に置く、現・青海省海北チベット族自治州貴徳県 or 興海県）、**鄯善**（故樓蘭城に置く、現・新疆ウイグル自治区巴音郭楞蒙古自治州若羌県）、**且末**（古の且末城に置く、現・新疆ウイグル自治区チエルチェン）等の郡を置き，天下の罪人を謫して戍卒と為し以て之を守らしむ。**劉權**に命じて（10-268p）**河源郡**の積石鎮（甘肅省西寧道貴徳県、現・青海省海北チベット族自治州貴徳県）に鎮せしめ，大いに屯田を開き，吐谷渾を捍御し，以て西域之路を通じしむ。

●**「隋の天下繁栄極まる」**是の時天下は凡そ郡有ること一百九十，縣一千二百五十五，戸八百九十萬有奇。東西九千三百里，南北萬四千八百一十五里。隋氏之盛んなること，此に極まる矣。

●**「塞外に轉輸で国家疲弊」**帝は謂えらく、**裴矩**は綏懷之略有りと，位を銀青光祿大夫に進める。西京の諸縣及び西北の諸郡より，皆な塞外に轉輸すること，歲毎に鉅億萬計なり。經途は險遠にし及び寇鈔に遇い，人畜の死亡して達せざる者は，郡縣は皆な其の家を征破す。是に由り百姓は失業し，西方は先ず困しむ矣。

吐谷渾●**「吐谷渾傀儡政權樹立失敗」**初め，吐谷渾の**伏允**は其の子の**順**をして來朝せしめ，帝は**順**を留めて遣らず。**伏允**は敗走し，以て自ら資する無く，數千騎を帥いて党項（タングート、その種に宕昌・白狼有り。漢の西羌の別種にして唐の時には古の析支の地に居。青海の大積石山及び甘肅の西婦負・貴徳などの處に在り）に客たり。帝は**順**を立てて可汗と為し，送りて玉門に至り，其の餘衆を統べ令む。其の大寶王の**尼洛周**を以て輔と為す。西平（現・青海省西寧市城中区）に至り，其の部下は**洛周**を殺し，**順**は入るを果たさず而して還る。

●**「西域諸国を招き大宴会」**丙辰（52-32+1=2 1 日），上は觀風殿（觀風行殿）に御し，大いに文物を備え，高昌王の**麴伯雅**及び伊吾の**吐屯設**を引いて殿に升りて宴飲し，其の餘の蠻夷の使者の階庭に陪する者は二十餘國，九部樂（煬帝は清樂・龜茲・西涼・天竺・康國・疎勒・安國・高麗・禮畢）及び魚龍戲を奏し以て之を娛ましめ，賜賚差有り。戊午（54-32+1=2 3 日），天下に赦す。

吐谷渾●**「龍種の馬無し」**吐谷渾に青海有り，俗は傳える、

「牝馬を其の上に置けば，龍種を得ん。」

秋，七月，馬牧を青海に置き，牝馬二千匹を川谷に縦ち以て龍種を求める，效無く而して止む。

●**「祁連山中で風雪に遭難」**車駕は東に還り，大斗拔谷（一書に達斗拔谷に作る、甘肅省甘涼道山丹県の南、山險し。現・張掖市山丹県西南の祁連山中）を經，山路は隘險にして，魚貫（單行相次ぎ魚を貫くが如し）而して出で，風雪は晦冥なり，文武の饑餒（飢餓）は沾濕（濡れる）し，夜久しくして前營に逮^{およ}ばず，士卒の凍死する者は太半なり，馬驢は什に八九，後宮の妃、主は或は狼狽して相い失い，軍士と山間に雜宿す。九月，癸未（19-1+1=1 9 日），車駕は西京に入る。冬，十一月，丙子（12-0+1=1 3 日），復た東都に幸す。

【煬帝政權の下り坂始まる】

●**「裴蘊は帝に付度の名人」**民部侍郎の**裴蘊**は民間の版籍，戸口を脱漏し及び詐りて老小と注するは尚ほ

多きを以て、奏して貌閔（顔を見て老少を判断）せ令め、若し一人實ならざれば、則ち官司は解職す。又た民に許し、一丁を糾し得たる者は糾せられる之家をして代わりて賦役を輸せ令む。是の歳、諸郡の計帳は丁二十四萬三千、新附口六十四萬一千五百に進む。帝は臨朝して狀を鑒、百官に謂って曰く、

「前代に賢才無く、此の罔冒を致す。今戸口皆な實なるは全て裴蘊に由る。」

是に由り漸く親委せられ、未だ幾くもなくして、擢んで御史大夫を授けられ、裴矩、虞世基と機密に參掌す。蘊は善く人主の微意を候伺し、罪せんと欲する所の者は、則ち法を曲げて其の罪を鍛成す。宥さんと欲する所の者は、則ち輕典に附從し、因り而して之を釋す。是の後大小之獄は、皆な以て蘊に付し、刑部、大理は敢えて與に爭う莫く、必ず進止を稟承し、然る後に決斷す。蘊は機辯有り、言は河を懸けるが若く、或は重く或は軽く、皆な其の口に由り、剖析は明敏にして、時の人は詰を致す能わず。(10-269p)

突厥●**〔隋は突厥始畢可汗を立てる〕**突厥の啟民可汗は卒し、上は之が為に朝を廢すること三日、其の子の咄吉を立て、是を始畢可汗と為す。表して公主に尚さんと請い、詔して其の俗に従わしむ。

●**〔薛道衡の冤罪、誅殺〕**初め、内史侍郎の薛道衡は才學を以て盛名有り、久しく樞要に當たり、高祖の末、出でて襄州（帝は襄州を改めて襄陽郡と為す）總管となる。帝は即位し、番州（廣州は仁壽元年に番州と改める。蓋し番禺に因りて以て州に名付ける。帝は改めて南海郡と為す。現・広東省広州市番禺区）刺史より之を召し、用って秘書監と為さんと欲す。道衡は既に至り、《高祖文皇帝の頌》を上り、帝は之を覽じ、悦ばず、顧みて蘇威に謂って曰く、

「道衡は美を先朝に致すは、此れ《魚藻》（詩の小序に曰く、魚藻は幽王を刺るなり。萬物は其の性を失ひ、王は鎬京に居り、將に自ら楽しむ能わざらんとす。故に君子は古の武王を思うを言う）之義也。」

司隸大夫に拜し、將に之を罪に置かんとす。司隸刺史の房彥謙は道衡に勸め、賓客を杜絶し、辭を卑くして氣を下し、道衡は用いる能わず。會々新令を議し、久しく決せず、道衡は朝士に謂って曰く、

「向に高潁をして死せざら使めば、令決して當に久しく行ふべし。」

人有りて之を奏し、帝は怒りて曰く、

「汝は高潁を憶う邪！」

執法者に付て之を推（尋問推考）せしむ。裴蘊は奏す、

「道衡は才を負み舊を待み、君無き之心有り、惡を國に推し、妄りに禍端を造る。其の罪名を論じれば、隱昧なるが如きに似たり。其の情意の原ねれば、深く悖逆と為す。」

帝は曰く、

「然り。我が少き時之行役（陳を伐つの時）し、我が童稚なるを輕んじ、高潁、賀若弼等と外に威權を擅にす。我が即位するに及び、懷は自ら安ぜず、天下無事なるに頼り、未だ反するを得ざる耳。公は其の逆を論じ、妙に本心を體せり。」

道衡は自ら以えらく、坐する所大過に非ずと、憲司を促して早く斷ぜしめ、奏するの日帝は必ず之を赦さんことを冀い、家人に敕して饌を具して、以て賓客の來候する者に備えしむ。奏するに及び、帝は自盡せ令め、道衡は殊えて意わず、未だ引決する能わず。憲司は重ねて奏し、縊り而して之を殺し、妻子は且末に徙す。天下は之を冤とす。

●帝は大いに軍實を閱し、器甲之美を稱し、宇文述は因りて進言す、

「此れ皆な雲定興之功なり。」

帝は即ち定興を擢んで太府丞と為す。

煬皇帝上之下大業六年（庚午，610年）

● 「盜賊は彌勒佛を称す」 春，正月，癸亥（59-59+1=1日）朔，未明三刻，盜數十人有り，素冠練衣して香を焚き華を持ち，自ら彌勒佛（釈氏の説に、釈迦佛衰謝し彌勒佛は世に出ると。故に盜は之を称し以て姦を為す）を稱し，建國門（東都の皇白の端門）より入り，門を監する者は皆な稽首す。既に而して衛士の仗を奪い，將に亂を為さんとす。齊王の暕は遇い而して之を斬る。是に於いて都下大いに索し，連坐する者は千餘家あり。

● 「諸蕃の酋長集合、市場繁榮」 帝は諸蕃の酋長が畢く以て洛陽に集まるを以て，丁丑（13+60-59+1=15日），端門街（洛陽皇城の端門外の街）に於いて盛んに百戲を陳ね，戲場の周圍は五千歩，絲竹を執る者は萬八千人，聲は數十里に聞こえ，昏より旦に達（続は至）し，燈火の光は天地を燭す。（10-270p）終月而して罷み，費す所は巨萬なり。是より歳ごとに以て常と為す。諸蕃は豐都（東都の東市をいう、南市は大同、北市を通遠）市に入りて交易せんと欲し，帝は之を許す。先ず命じて店肆を整飾せしめ，簷宇は一の如し，盛んに帷帳を設け，珍貨は充積し，人物は華盛にして，賣菜者も亦た藉くに龍鬚席（龍鬚草を持って織り成したる席）を以てす。胡客或は酒食店を過ぎ，悉く邀え^し延きて坐に就か令め，醉飽し而して散じ，其の直を取らず，之を給きて曰く、

「中國は豐饒にして，酒食は例して直を取らず。」

胡客は皆な驚歎す。其の黠（かつ 悪賢い）なる者は頗る之を覺り，繒帛を以て樹を纏^{まと}うを見て，曰く、

「中國も亦た貧者有り，衣は形を蓋^{おお}わず，何ぞ此の物を以て之に與えるに如かん，樹を纏うは何か為さん？」

市人は慚じ答える能わず。

● 「煬帝は裴矩を絶賛」 帝は裴矩之能を稱し，群臣に謂って曰く、

「裴矩は大いに朕（朕×）が意を識る，凡そ陳奏する所は，皆な朕之成算，未だ發せざる之頃，矩は輒ち以て聞す。奉國して心を盡くすに非ざるよりは，孰か能く是くの若くならん！」

是の時矩は左翊衛大將軍の宇文述、内史侍郎の虞世基、御史大夫の裴蘊、光祿大夫の郭衍と皆な諂諛を以て寵有り。述は供奉に善く，容止便辟なり，侍衛者は鹹な則^{のり}を取る焉。郭衍は嘗て帝に五日に一たび朝を視るを勧め，曰く、

「高祖に效いて，空しく自ら勤苦すること無し。」

帝は益々以て忠と為し，曰く、

「唯だ郭衍のみ有り心は朕と同じ。」

● 「煬帝は毎日宴会」 帝は臨朝して凝重なり，言を發して詔を降し，辭義は觀る可し。而るに内に聲色（こわい）存す，其の兩して都に在り及び巡遊し，常に僧、尼、道士、女官を以て自ら隨い，之を道場と謂う。

梁公の蕭矩は，琮之弟の子なり。千牛（隋の制で千牛備身左右十二人、供御弓箭を掌る）左右の宇文暉は，慶（173 卷陳の高宗太建十一年にあり）之孫也。皆な帝に寵有り。帝は毎日苑中の林亭の間に於いて盛んに酒饌を陳ね，燕王の暕に敕し矩、暉及び高祖の嬪御と一席と為り，僧、尼、道士、女官は一席と為り，帝は諸寵姫と一席と為り，略ぼ相い連接し，朝を罷めれば即ち之に従いて宴飲し，更に相い勸侑（すすめる）し，酒酣^{たけなわ}にして殺亂（な 雜亂無章）し，至らざる所靡し，是を以て常と為す。楊氏の婦女之美なる者，往往にして進御す。暉は宮掖に出入し，門禁を限らず，妃嬪、公主に至るまで皆な丑聲（続は醜聲）有り，帝も亦て之を罪せざる也。

●**疏求** **〔疏求攻略〕** 帝は復た**朱寛**を遣わして流求（台湾説、沖縄説あり）を招撫し、流求は従わず。帝は虎賁郎將の**廬江**（帝は廬州を改めて廬江とす）の**陳稜**、朝請大夫の同安（熙州を改める）の**張鎮周**を遣わして東陽（婺州を東陽郡と改める）の兵萬餘人を發し、義安（潮州を義安郡）より海に泛かびて之を撃たしむ。行きて月餘、其の國に至り、**鎮周**を以て先鋒と為す。流求王の**渴刺兜**は兵を遣わして逆え戦う。屢々之を破り、遂に其の都（婆羅檀洞という、塹柵三重、環すに流水を以てし棘を植えて藩と為す）に至る。**渴刺兜**は自ら將いて出で戦い、又た敗れ、退きて柵に入る。**稜**等は勝ちに乗りて攻めて之を抜き、**渴刺兜**を斬り、其の民萬餘口を虜とし而して還る。二月、乙巳（己巳×、41-29+1=13日）、**稜**等は流求の俘を獻じ、百官に頒賜し、**稜**の位を右光祿大夫に進め、**鎮周**を金紫光祿大夫とす。

●**〔舊賜の五等の爵除外〕** 乙卯（己卯×、51-29+1=23日）、詔して以わく、
「近世、茅土妄假にして、名實は相い乖く、今より唯だ功勳有れば乃ち封を賜わるを得る。（10-271p）仍ほ子孫をして承襲せ令む」

是に於いて舊賜の五等の爵は、有功の者に非ざれば皆な之を除く。

●**〔散樂を太常に配す〕** 庚申（庚申×、56-29+1=28日）、征する所の周、齊、梁、陳の散樂を以て悉く太常に配し、皆な博士弟子を置き以て相い傳授し、樂工は三萬餘人に至る。

●三月、癸亥（59-58+1=2日）、帝は江都宮に幸す。

●**〔張衡の直言〕** 初め、帝は大いに汾陽宮を營まんと欲し、御史大夫の**張衡**をして圖を具して之を奏せ令む。**衡**は間に乘（承×）じて進み諫めて曰く、

「比年勞役は繁多にして、百姓は疲弊す、伏して願わくは神を留め、^{やや}稍抑損を加えるべし。」

帝の意は甚だ不平なり、後日**衡**は侍臣に謂って曰く、

「**張衡**は自ら謂うに、其の計畫に由りて、我をして天下を有^{たも}た令むる也。」

乃ち齊王の**暕**が**皇甫詡**を攜えて駕に従い及び前に涿郡に幸し恆岳を祠し時、父老の謁見する者衣冠多くは整わざるを録し、**衡**を譴めるに憲司（**張衡**は御史大夫なるによる）の舉正する能わざるを以てし、出でて榆林の太守と為す。之久しく、**衡**は役を督して樓煩城（大業四年に樓煩郡を置きく、北魏の嵐州、漢の汾陽県。汾陽宮を築く）を築き、帝の巡幸するに因り、帝に謁するを得る。帝は**衡**が損瘦せざるを惡み、以為えらく咎めを念わず、**衡**に謂って曰く、

「公は甚だ肥澤なり、宜しく且^{しばら}く郡に還るべし。」

復た之を榆林に遣る。未だ幾くもならずして、**衡**に敕して江都宮を督役せしむ。禮部尚書の**楊玄感**は使して江都に至り、**衡**は**玄感**に謂って曰く、

「**薛道衡**は真に枉死と為す。」

玄感は之を奏す。江都郡丞の**王世充**も又た奏す、

「**衡**が頗る頓具を減じる。」

と、帝は是に於いて發怒、鎖して江都市に詣らしめ、將に之を斬らんとし、久しく乃ち釋さるるを得、除名して民と為し、放ちて田裡に還す。**王世充**を以て江都宮監を領せしむ。

●**〔王世充の阿諛〕** **世充**（隋末には群雄の一人となる）は本は西域の胡人なり、姓は**支氏**。父は没（收×）し、幼くして其の母が**王氏**に嫁するに従い、因りて其の姓を冒す。**世充**は性は譎詐（詐り欺く）にして、口辯有り、頗る書傳に涉り、兵法を好み、律令を習う。帝は數々江都に幸し、**世充**は能く顔色を伺候して阿諛を為し、池台を雕飾し、珍物を（奏獻×）奉獻し、是に由りて寵有り。

●夏、六月、甲寅（50-27+1=24日）、制して江都の太守の秩は京尹（隋の制では正三品）と同じくす。

● 〔牛弘は牛を射殺されても自若〕 冬，十二月，己未（55-53+1=3日），文安憲侯の牛弘は卒す。弘は寛厚恭儉にして，學術に精博なり，隋室の舊臣にして，始終信任せられ，悔吝は及ばざる者は，唯だ弘一人而して已む。弟の弼は，酒を好み而して〔酉句〕（酔いて怒る、狗になる）し，嘗て酔いに因りて弘の駕車の牛を射殺す。弘は來たりて宅に還り，其の妻は迎えて之に謂って曰く、

「叔は牛を射殺す。」

弘は怪しみて問う所無く，直答して云う、

「脯と作せ。」

坐して定まり，其の妻は又曰たく、

「叔は忽ち牛を射殺す，大いに是れ異事なり！」

弘は曰く、

「已に之を知る矣。」

顔色は自若たり，讀書して輟まず。

● 〔江南河開鑿〕 敕して江南河（浙江西の運河、杭州より鎮江府に達し揚子江に入る、鎮江は京口）を穿ち，京口より餘杭（帝は杭州を改めて餘杭郡と為す）に至ること，八百餘里，廣さは十餘丈，龍舟を通じ可から使め（10-272p），並せて驛宮、草頓を置き，東して會稽（越州を改めて又會稽郡とす）を巡らんと欲す。

● 〔身分別衣服制定〕 上は以えらく、百官駕に従い皆な褲褶を服し，軍旅の間に於いて不便ならず，是の歲，始めて詔す、

「從駕して遠きに涉る者は，文武の官は皆な戎衣せしむ，五品以上は，通じて紫袍を著，六品以下は，緋綠を兼用し，胥史は青を以てし，庶人は白を以てし，屠商は皂（黒）を以てし，士卒は黃を以てすべし。」

● 〔啟民可汗と高句麗の交流を発見、討伐へ〕 帝之啟民の帳に幸する也（前卷三年にあり），高麗使者は啟民の所に在り。啟民は敢えて隱さず，之と帝に見える。黃門侍郎の裴矩は帝に説きて曰く、

「高麗は本は箕子（周の武王は箕子を朝鮮に封じる）の封じる所の之地，漢、晉は皆な郡縣と為る。今（令×）乃ち臣たらず，別に異域と為る。先帝は之を征せんと欲すること久しく矣，但だ楊諒（178 卷開皇 18 年にあり）は不肖にして，師出でて功無し。陛下之時に當たりて，安んぞ取らず，冠帶之境をして，遂に蠻貊之郷と為ら使む可けん乎！今其の使者は親しく啟民が國を擧げて化に従うを見る，其の恐懼するに因りて，脅して入朝せ使む可し。」

帝は之に従う，牛弘に敕し宣旨して曰く、

「朕は啟民が誠心にして奉國するを以て，故に親ら其の帳に至る。明くる年當に涿郡に往き爾還るの日，高麗王に語れ、宜しく早く來朝すべし，自ら疑懼する勿かれ，存育之禮は，當に啟民の如し。苟くも或は朝せざれば，將に啟民を帥いて往きて彼の土を巡らんとす。」

高麗王の元（統は欠）は懼る。藩禮は頗る闕き，帝は將に之を討たんとす。天下の富人に課して武馬を買い，匹は十萬錢に至る。器仗を簡閲し，務めて精新なら令め，或は濫惡有れば，則ち使者立ちどころに斬る。

煬皇帝上之下大業七年（辛未，611年）

● 春，正月，壬寅（38-23+1=16日），真定（県侯、恆山郡は真定県に治す）襄侯の郭衍は卒す。

● 〔煬帝は江都を根拠地とする〕 二月，己未（55-52+1=4日），上は釣台に升り，楊子津に臨み，大いに

百僚と宴す。乙亥（11+60-52+1=20日）、帝は江都より涿郡に行幸し、龍舟に御し、河を渡りて永濟渠に入り、仍って選部、門下、内史、御史の四司之官に敕し前船（続は船前）に於いて選補せしむ、其の選を受ける者は三千餘人、或は徒歩にて船に隨うこと三千餘里、處分を得ず、凍餒疲頓し、因り而して死を致す者は什に一二あり。

【高句麗遠征】

●**高句麗** **〔高句麗遠征で天下騒動〕** 壬午（12+60-52+1=21日）、下詔して高麗を討つ。幽州總管（大業の初めに既に總管府を廃止、ここは前官を書す）の**元弘嗣**に敕して東萊（帝は萊州を改めて東萊郡とす）の海口に往きて三百艘を造船させ、官吏は役を督し、晝夜水中に立ち、略ぼ敢えて息まず、腰より以下は皆な蛆を生じ、死者は什に三四あり。**夏**、**四月**、庚午（5+60-52+1=14日）、車駕は涿郡之臨朔宮（唐志に幽州薊縣に故の隋の臨朔宮ありと）に至り、文武の從官九品以上は、並びて宅を給して安置せしむ。是より先、詔して總べて天下之兵を征し、遠近問う無く、俱に涿に會せしむ。又た江淮以南の水手一萬人、弩手三萬人、嶺南の排〔金鼠〕（小稍）手三萬人を發し、是に於いて四遠奔り赴くこと流れるが如し。（10-273p）**五月**、河南、淮南、江南に敕して戎車五萬乘を造り高陽（河間郡に属す）に送り、衣甲幔幕を供載し、兵士をして自ら之を挽か令め、河南、北の民夫を發して以て軍須に供す。**秋**、**七月**、江、淮以南の民夫を發し及び黎陽（黎陽縣は汲郡に属す。黎陽倉洛口倉を置くこと前卷二年にあり）及び洛口の諸倉の米を船運して涿郡に至らしめ、舳艫相い次ぐこと千餘里、兵甲及び攻取之具を載せて、往還して道に在るものは常に數十萬人あり、道に填咽し、晝夜絶えず、死者は相い枕し、臭穢は路に盈ち、天下は騒動す。

●**〔山東・河南は大水〕**山東、河南は大水なり、三十餘郡を漂没す。**冬**、**十月**、乙卯（51-49+1=3日）、底柱（河南省河洛道陝縣の北河中に在り）は崩れ、河に偃し逆流すること數十里なり。

●**突厥** **〔突厥分断、處羅可汗はやむを得ず入朝〕** 初め、帝は西巡（大業五年にあり）し、侍御史（侍御兄×、隋の制に御史台に侍御史八人有りと）**韋節**を遣わして西突厥の**處羅可汗**を召し、車駕と大斗拔谷に會せ令め、國人は從わず、**處羅**は使者に謝し、辭するに他の故を以てす。帝は大いに怒り、之を如何するとも無し。會々其の酋長の**射匱**は遣使して來たりて求婚し、**裴矩**は因りて奏して曰く、

「**處羅**は朝せず、強大を恃む耳。臣は請う計を以て之を弱め、其の國を分裂せん、即ち制し易からん也。**射匱**と者、**都六**（杜佑曰く、都六は突厥の始めて号を建てる者なりと。今都六は達頭の子なりと言へば、始めて号を建てる者に非ざるを知るべし）之子、**達頭**之孫、世々可汗と為り、西面に君臨する、今聞く其の職を失い、**處羅**に附屬すと、故に遣使して來たりて以て援を結ぶ耳、願わくは厚く其の使いを禮し、拜して大可汗と為さん、則ち突厥の勢いは分かれ、兩つながら我に従わん矣。」

帝は曰く、

「公の言は是也。」

因りて**矩**を遣わして朝夕館に至り、微かに之を諷諭せしむ。帝は仁風殿に於いて其の使者を召し、**處羅**の順わざる之狀を言い、**射匱**が善に向かうを稱し、

「吾は將に立てて大可汗と為さん、兵を發して**處羅**を誅せ令め、然る後に婚を為さん。」

と。帝は桃竹（桃枝竹、江南にあり）白羽箭一枚を取り以て**射匱**に賜わり、因りて之に謂って曰く、

「此の事は宜しく速かにすべし、疾きこと箭の如くせ使めん也。」

使者は返り、路は**處羅**を徑、**處羅**は箭を愛し、將に之を留めんとし、使者は譎り而して免かるを得たり。

射匱は聞き而して大いに喜び、兵を興して**處羅**を襲う。**處羅**は大敗し、妻子を棄て、左右數千騎を將いて

東に走り、縁道は^{おびや}劫かされ、高昌の東に寓し時羅漫山（新疆省通化道哈密県にあり、現・新疆ウイグル自治区クムル市）を保つ。高昌王の麴伯雅は狀を上る。帝は裴矩を遣わして向氏の親要左右と馳せて玉門關晉昌城に至り、處羅を曉諭し入朝せしむ。十二月、己未（55-48+1=8日）、處羅は臨朔宮に來朝す、帝は大いに悦び、接するに殊禮を以てす。帝は處羅と宴し、處羅は稽首し、入見之晩きを謝す。帝は溫言を以て之を慰勞（慰^{なぐさ}め）し、天下の珍膳を備設し、盛んに女樂を陳ね、羅綺絲竹は、耳目を眩曜し、然るに處羅は終に怏怏之色有り。

【群雄割拠の萌芽】

●高句麗 高句麗征伐で民逃亡し群盜を為す 帝は去歲より高麗を討たんと謀り、山東にして府を置き、馬を養わ令め、以て軍役に供す。又た民夫を發して米を運び、瀟河、懷遠（隋は榮州の境汝羅の故城に於いて遼西郡を置き、遼西・瀟河・懷遠の三県を置く）の二鎮に積ましめ、車牛の往く者は皆な返らず、（10-274p）士卒の死亡するは過半なり、耕稼は時を失い、田疇は多く荒れる。之に加えて饑饉、穀價は踴貴し、東北の邊は尤も甚だしく、斗米は數百錢に直す。運ぶ所の米は或は粗惡にして、民をして糴し而して之を償わ令む。又た鹿車（小車、ただ一鹿を入れるのみ）伏六十餘萬を發し、二人共に米三石を推し、道途は險遠にして、餽糧充つるに足らず、鎮に至り、輸す可き無し、皆な罪を懼れて亡命す。重ねて官吏貪殘にして、因縁し侵漁するを以て、百姓は困窮し、財力俱に竭き、安居すれば則ち凍餒に勝たず、死期交々急に、剽掠すれば則ち猶ほ生を延べるを得、是に於いて始めて相い聚りて群盜を為す。

●鄒平の王薄の反乱 鄒平（宋の僑置する所の平原郡の地、隋の開皇十八年に名を鄒平と改め、時に齊郡に属す、現・浜州市鄒平市）の民の王薄は衆を擁して長白山（山東省濟南道長山縣の南35里にあり、現・濟南市章丘区）に據り、齊、濟（帝は齊州を齊郡、濟州を濟北郡と改める）之郊を剽掠し、自ら知世郎と稱し、事知る可きを言う矣。又た《無向遼東浪死（猶ほ徒死と言うが如し。遼東に向かいて浪死する無かれ云々）歌》を作り、以て相い感勸し、征役を避ける者は多く往きて之に歸す。

●平原の劉霸道 平原（帝は德州を平原郡に改める、現・山東省德州市德城区、德州市平原県）の東に豆子〔鹵亢〕（塩澤）有り、海を負い河を帶び、地形は深阻なり。高齊より以來、群盜は多く其の中に匿れる。劉霸道という者有り、其の旁に家し、累世仕宦し、貲産は富み厚し。霸道は遊俠を喜び、食客は常に數百人。群盜の起こるに及び、遠近は多く往きて之に依り、衆十餘萬有り、「阿舅賊」と號す。

●竇建德登場、士卒に能く接物す 漳南（漢の東陽縣の地、久しく廢す。開皇六年に復た置く。十八年改めて漳南と為し、清河郡に属す）の人の竇建德（ここで初登場、隋末唐初の英雄）は、少きとき氣俠を尚び、膽力は人に過ぎ、郷黨の歸附する所と為る。會々人を募りて高麗を征し、建德の勇敢なるを以て選りて二百人の長と為る。同縣の孫安祖も亦た驍勇なるを以て選ばれて征士と為り、安祖は辭するに家は水の漂わす所と為り、妻子は餓死するを以て、縣令は怒りて之を笞つ。安祖は令を刺殺し、亡げて建德に抵り、建德は之を匿う。官司は逐捕、蹤跡して建德の家に至り、建德は安祖に謂って曰く、

「文皇帝の時、天下は殷盛し、百萬之衆（開皇十八年の事）を發して以て高麗を伐ち、尚ほ敗る所と為る。今水潦は災いを為し、百姓は困窮し、之に加えるに往歲西征（吐谷渾征伐）し、行く者は歸らず、瘡痍未だ復せず。主上は恤^{あわれ}まず、乃ち更に兵を發して親ら高麗を撃てば、天下は必ず大亂せん。丈夫は死せざれば、當に大功を立てるべし、豈に但だ亡虜と為る可けん邪！」

乃ち無賴の少年を集め、數百人を得、安祖をして之を將い、高雞泊（新唐書に曰く、高雞泊は廣袤數百里、葭亂阻奥にしてもっと難を違ふ可しと）中に入り群盜を為さしむ、安祖は自ら將軍と號す。時に鄒（漢の縣、旧廢す。開皇十六

年復た置く、清河郡に属す)の人の**張金稱**は衆を河曲(清河の河曲)に聚め、**蔣**(旧は修という、開皇五年に改めて信都郡に属す)の人の**高士達**は衆を清河境内に聚めて盗を為す。群縣は**建德**が賊と通じると疑い(新書に曰く、時に群盜は漳南に往来し人に剽殺し、郷聚を燹焚く。独り建德の間に入らず、是に由りて郡県は其の賊と通じるを疑うと)、悉く其の家屬を収めて、之を殺す。**建德**は麾下二百人を帥いて亡げて**士達**に歸し、**士達**は自ら東海公と稱し、**建德**を以て司兵と為す。之頃して、(10-275p) **孫安祖**は**張金稱**の殺す所と為り、其の衆は盡く**建德**に歸し、**建德**の兵は萬餘人に至る。**建德**は能く身を傾けて接物し、士卒と均しく勞逸し、是に由りて人は争いて之に付き、之が為に死を致す。

●**「群盜は蜂起」**はより所在の群盜は蜂起し、勝げて數える可からず、徒衆多き者は萬餘人に至り、城邑を攻陷す。甲子(60-48+1=13日)、都尉鷹揚(隋は奉車駙馬都尉を置き三衛に属す。帝は並びに之を廢す。これ蓋し都尉を置きて以て群盜を討つ也。帝は又驃騎を改めて鷹揚郎將と為す)に敕して郡縣と與に追捕を相い知らしめ、獲るに隨いて斬決す。然れども能く禁止する莫し。

煬皇帝上之下大業八年(壬申、612年)

●**突厥****「西突厥三分割、處羅可汗を連れて巡幸」**春、正月、帝は西突厥の**處羅可汗**之衆を分けて三と為し、其の弟の**闕度設**(設は突厥の官、兵を典る者)をして羸弱萬餘口を將いて、**會寧**(甘肅省寧夏道寧夏県に北周は會州會寧郡よ置き尋ぎて廢する、現・寧夏回族自治区銀川市永寧県)に居ら使め、又た**特勒**(突厥の官、子弟を特勒と為す)の**大奈別**をして餘衆を將いて樓煩に居ら使め、**處羅**に命じて五百騎を將いて常に車駕に従いて巡幸し、號の**曷婆那可汗**を賜わり、賞賜は甚だ厚し。

●**「道士の潘誕の誅殺」**初め、**嵩高**(河南省河洛道登封県の北に嵩高山あり、嵩山、少林寺のある所、現・鄭州市登封市)の道士の**潘誕**は自ら三百歳と言ひ、帝の為に金丹を合煉す。帝は之が為に嵩陽觀を作り、華屋數百間、童男童女各一百二十人を以て給使に充て、位は三品を視る。常に數千人を役し、費やす所は巨萬なり。雲わく、「金丹は應に石膽、石髓を用いるべし」

と、石工を發して嵩高の大石を鑿つこと深さ百尺なる者は數十處あり。凡そ六年、丹は成らず。帝は之を詰り、**誕**は對えて以わく、

「石膽、石髓無し、若し童男女の膽髓各々三斛六斗を得れば、以て之に代える可し。」

帝は怒り、鎖して涿郡に詣り、之を斬る。且に死せんとするとき、人に語りて曰く、

「此れ乃ち天子福無し、我が兵解(仙を学ぶ者は蛻骨登仙を尸解と為す。故に其の徒は死を解化と為す。今誕は兵死を兵解と為す。兵死とは兵器にて殺される事)の時至るに値う、我は應に梵摩天に生まれるべし」

と雲う。

【高句麗親征、煬帝の指揮失敗で大敗北】

●**高句麗****「庚質は高句麗親征に反対」**四方の兵は皆な涿郡に集まり、帝は合水令の**庚質**(前の四年にあり)を征して、問いて曰く、

「高麗之衆は我が一郡に當たる能わず、今朕は此の衆を以て之を伐ち、卿は以て克つを為すや不や？」

對うて曰く、

「之を伐てば克つ可し。然るに臣は竊に愚見有り、陛下の親行を願わず。」

帝は色を作して曰く、

「朕は今兵を總べて此に至る、豈に未だ賊を見ず而して先に自ら退く可けん邪？」

對えて曰く、

「戦い而して未だ克たざれば、懼らくは威靈を損せん。若し車駕此に留まり、猛將勁卒に命じ、方略を指授し、倍道兼行して、其の不意に出れば、之に克つは必ずなり矣。事機は速かなるに在り、緩なれば則ち功無し。」

帝は悦ばず、曰く、

「汝は既に行くを憚る、自ら此に留まる可し。」

右尚方署監事（監事×、監作者）の耿詢は上書して切諫し、帝は大いに怒り、左右に命じて之を斬らしめ、何稠は苦ろに救いて、免かるを得る。

●高句麗 [未曾有の大軍出發] 壬午（18-17+1=2日）、詔して左十二軍は鏐方（樂浪郡）、長岑（樂浪郡）、溟海（漢の樂浪郡の海冥郡）、蓋馬（玄菟郡）、建安、南蘇、遼東、玄菟、扶餘、朝鮮（樂浪郡）、沃沮、樂浪等の道に出で、右十二軍は（10-276p）黏蟬（樂浪郡）、含資（樂浪郡）、渾彌（樂浪郡）、臨屯（漢の武帝が置く郡）、侯城（遼東郡）、提奚（樂浪郡）、蹋頓（漢末遼西烏丸蹋頓の居所）、肅慎（古の肅慎氏の国）、碣石（禹貢の碣石）、東[日施]（樂浪郡）、帶方（樂浪郡）、襄平（遼東郡）等の道に出で、駱驛として途に引き、總べて平壤（高句麗国都、長安城、東西六里、山に隨いて屈曲）に集まらしめ、凡そ一百一十三萬三千八百人、二百萬と號し、其の饋運の者は之に倍す。社に南桑干水（桑乾河は薊城の南を流れる）の上に宜し（禮記王制に、天子將に出でんとすれば、上帝に類し、社に宜し、禰に造る云々とあり。類も宜も皆祭りの名）、上帝を臨朔宮の南に類し、馬祖（航海・漁業の守護神として、中国沿海部を中心に信仰を集める道教の女神）を薊城の北に祭る。帝は親ら節度を授ける。軍毎に大將、亞將各々一人、騎兵四十隊、隊ごとに百人、十隊を團と為し、步卒八十隊、分けて四團と為し、團は各々偏將一人有り。其の鎧冑、纓拂、旗幡、團毎に色を異にす。降を受ける使者一人、詔を承けて慰撫（慰扶×）し、大將の節制を受けず。其の輜重散兵等も亦た四團と為し、步卒をして之を挟み而して行か使む。進止に營を立て、皆な次敘儀法有り。癸未（19-17+1=3日）、第一軍は發す。日々に一軍を遣り、相い去ること四十里、營を連ねて漸く進む。四十日を終わり、發して乃ち盡き、首尾は相い繼ぎ、鼓角は相い聞こえ、旌旗は九百六十里に互る。御營の内に十一衛、三台、五省、九寺を合わせ、内、外、前、後、左、右に分隸し、六軍次ぎて後に發し、又た八十里に互る。近古出師之盛んなるは、未だ之れ有らざる也。

●甲辰（40-17+1=24日）、内史令の元壽は薨ず。

●二月、壬戌（58-47+1=12日）、觀德王の雄（諡して德）は薨ず。

●高句麗 [段文振は道中に死す] 北平襄侯の段文振は兵部尚書と為り、上表し、以為く、

「帝は突厥を寵待すること太だ厚く、之を塞内に處き、資するに兵食を以てし、戎狄之性は、親無く而して貪り、異日必ず國患と為らん。宜しく時を以て諭遣し、塞外に出で令め、然る後に明かに烽候を設け、緣邊鎮防し、務めて嚴重なら令むべし、此れ萬歲之長策也。」

兵曹郎（帝は尚書諸曹の侍郎を改めて郎と為す。兵曹郎は開皇の兵部侍郎なり）の斛斯政は、椿（北魏の孝武帝・高歡を構間せし者なり）之孫也、器干明悟（明司×）なるを以て、帝の寵任する所と為り、専ら兵事を掌ら使む。文振は政が險薄にして、委ねるに機要を以てす可からざるを知り、屢々帝に言い、帝は従わず。高麗を征するに及び、文振を以て左候衛大將軍と為し、南蘇道に出でしむ。文振は道中に於いて疾篤く、上表して曰く、

「竊に見るに遼東の小丑、未だ嚴刑に服さず、遠く六師を降し、親しく萬乘を勞す。但だ夷狄は詐り多く、深く須らく防擬すべし、口に降款を陳べるとも、宜しく遽に受けるべき母し。水潦方に降り、淹遲す可からず。唯だ願わくは嚴に諸軍を勒し、星のごとく馳せ速かに發し、水陸俱に前み、其の不意に出で、則ち

平壤は孤城にして、勢いは抜く可き也。若し其の本根を傾け、餘城自ら克たん。如し時に定めず、脱し秋霖に遇えば、深く艱阻を為さん、兵糧は既に竭き、強敵は前に在り、鞅鞅は後ろに出でん、遲疑して決せざるは、上策に非ざる也。」

三月，辛卯（27-16+1=1 2 日），**文振**は卒し，**帝**は甚だ之を惜しむ。（10-277p）

●**高句麗** **〔遼河渡河作戰、遼東城包囲〕** 癸巳（29-16+1=1 4 日），**上**は始めて師に御し，進みて遼水に至る。衆軍は總べて會し，水に臨みて大陳を為し，高麗兵は水を阻みて拒ぎ守り，隋兵は濟るを得ず。左屯衛大將軍の**麥鐵杖**は人に謂って曰く、

「丈夫の性命は自ら^も在る所有り，豈に能く艾を然やして頰（鼻莖なり。熱すれば頭痛み、故に艾を燃やして以て頰に灸す。熱すれば上塞がる）に灸し，瓜蒂（ウリの未成熟果実のヘタを、漢方では生薬・瓜蒂、味苦寒なり）もて鼻を敷き，黄（熱病。）を治して差えず，而して臥して兒女の手の中に死せん乎！」

乃ち自ら請いて前鋒と為り，其の三子に謂って曰く、

「吾は國恩に荷ない，今死する日為り！我は良殺を得れば，汝は當に富貴なるべし。」

帝は工部尚書の**宇文愷**に命じて浮橋三道を遼水の西岸に造らしめ，既に成り，橋を引いて東岸に趣き，橋短く岸に及ばざること丈餘。高麗兵は大いに至り，隋兵の驍勇なる者は争いて水に赴いて接戦し，高麗兵は高きに乗りて之を撃ち，隋兵は岸に登るを得ず，死者は甚だ衆し。**麥鐵杖**は躍りて岸に登り，虎賁郎將の**錢士雄**、**孟叉**等と皆な戦死す。乃ち兵を斂め，橋を引きて復た西岸に就く。詔して**鐵杖**に宿公（古の国の名前）を贈り，其の子の**孟才**をして爵を襲わしめ，次子の**仲才**、**季才**は並びて正義大夫に拜す。更に少府監の**何稠**に命じて橋に接がしめ，二日に而して成り，諸軍は相い次いで繼ぎ進み，大いに東岸に於いて戦い，高麗兵は大敗し，死者は萬を計る。諸軍は勝ちに乗りて進みて遼東城を圍む，即ち漢之襄平城也。車駕は遼を渡り，**曷薩那可汗**及び高昌王の**伯雅**を引いて戦處を觀せしめ以て之を懾憚し，因りて下詔して天下に赦す。刑部尚書の**衛文昇**、尚書右丞の**劉士龍**に命じて遼左之民を撫し，復十年を給し，郡縣を建置し，以て相い統攝せしむ。

●**夏**，五月，壬午（18-15+1=4 日），納言の**楊達**は薨ず。

●**高句麗** **〔降伏前提の作戰失敗、水軍の失敗〕** 諸將之東に下る也，**帝**は親ら之を戒めて曰く、

「今者民を弔い罪を伐つ，功名と為るに非ず。諸將は或は**朕**の意を識らず，輕兵掩襲し，孤軍獨り鬥い，一身之名を立て以て勳賞を邀めんと欲するは，大軍の行法に非ず。公等は進軍し，當に分けて三道と為し，攻撃する所有れば，必ず三道相い知り，輕軍獨り進み，以て失亡を致すを得る母かれ。又た，凡そ軍事の進止は，皆な須く奏聞して報を待ち，專擅するを得る母かれ。」

遼東は數々出でて戦い利あらず，乃ち城を嬰して固守し，**帝**は諸軍に命じて之を攻めしむ。又た諸將に敕し、

「高麗若し降れば，即ち宜しく撫納し，兵を縦つを得ず。」

遼東城は將に陷ちんとし，城中の人は輒ち降を請わんと言う。諸將は旨を奉じて敢えて機に赴かず，先ず馳せて奏せ令め，報至る比おい，城中の守禦は亦た備わり，隨いて出でて拒み戦う。此くの如きこと再三あり，**帝**は終に悟らず。既に而して城は久しく下らず，六月，己未（55-45+1=1 1 日），**帝**は遼東城の南に幸し，其の城池の形勢を觀，因りて諸將を召して之を詰責して曰く、

「公等は自ら官高しを以て，又た家世を恃み，暗懦を以て我を待たんと欲する邪！都に在る之日，公等は皆な我が來るを願わざるは，病敗を見るを恐れる耳。我は今此に來たりて，正に公等の為す所を觀，公が輩を斬らんと欲する耳！公は今死を畏れ，肯えて力を盡くすもの莫し，我公を殺す能わざると謂う邪！」

諸將は鹹な戰懼して色を失う。帝は因りて城西數里に留止（続は留）し、六合城（ほぼ三年の行城の制の如く、周圍八里、城及び女垣高さ十仞）に御す。高麗の諸城は各々堅守して下らず。右翊衛大將軍の來護兒は江、淮の水軍を帥いて、舳艫は數百里、海に浮かびて先ず進み、涇水（大同江）より入り、平壤を去ること六十里、高麗と相遇し、進撃して、大いに之を破る。護兒は勝ちに乗りて其の城に趣かんと欲し、副總管の周法尚は之を止め、諸軍の至るを俟ちて俱に進むを請う。護兒は聽かず、精甲四萬を簡びて、直ちに城下に造る。高麗は兵を羅郭内の空寺の中に伏し、兵を出して護兒と戦い而して偽り敗れ、護兒は之を逐いて入城し、兵を縦ちて俘掠し、復た部伍無し。伏兵は發し、護兒は大敗し、僅に而して免かるるを獲、士卒の還る者は數千人に過ぎず。高麗は追いて船の所に至り、周法尚は陳を整えて之を待ち、高麗は乃ち退く。護兒は兵を引いて還りて海浦に屯し、敢えて復た留まりて諸軍に應接せず。

●高句麗「重裝備強要で兵糧埋める」左翊衛大將軍の宇文述は扶餘道に出で、右翊衛大將軍の於仲文は樂浪道に出で、左驍衛大將軍の荊元恆は遼東道に出で、右翊衛將軍の薛世雄は沃沮道に出で、右屯衛將軍の辛世雄は玄菟道に出で、右御衛將軍の張瑾は襄平道に出で、右武將軍の趙孝才是碣石道に出で、涿郡太守の檢校左武衛將軍の崔弘昇は遂城道に出で、檢校右御衛虎賁郎將の衛文昇は増地道に出で、皆な鴨綠水（鴨綠江）の西に會す。述等の兵は瀘河、懷遠の二鎮より、人馬は皆な百日糧を給し、又た排甲、槍槊並びに衣資、戎具、火幕を給し、人ごとに別に三石已上、重くして能く致すに勝えるもの莫し。令を軍中に下し、

「米粟を遺棄する者は斬る！」

士卒は皆な幕下に於いて坑を堀り之を埋め、才に行きて中路に及び、糧は已に將に盡きんとす。

●高句麗「乙支文徳の偽降作戰で隋軍大敗」高麗は大臣の乙支文徳を遣わして其の營に詣り詐りて降らしめ、實は虚實を觀んと欲す。於仲文は先に密旨を奉じ、

「若し高元及び文徳の來たる者に遇えば、必ず之を擒とするべし。」

仲文は將に之を執らんとし、尚書右丞の劉士龍は慰撫使なぐさめし為り、固く之を止める。仲文は遂に文徳の還るを聽し、既に而して之を悔い、人を遣わして文徳を給きて曰く、

「更に言う有らんと欲す、復た來たる可し。」

文徳は顧みず、鴨綠水を濟り而して去る。仲文は述等と既に文徳を失い、内に自ら安ぜず、述は糧盡きるを以て、還らんと欲す。仲文は議す、

「精銳を以て文徳を追えば、以て功有る可し。」

述は固く之を止め、仲文は怒りて曰く、

「將軍は十萬之衆に仗り、小賊を破る能わず、何の顔ありてか以て帝に見えん！且つ仲文の此の行は、固まことに功無きを知る、何となれば則ち、古之良將の能く成功する者は、軍中之事は、決すること一人に在り。今人は各々心有り、何を以て敵に勝たん！」

時に帝は仲文の計劃有るを以て、諸軍をして節度を咨稟せ令め、故に此の言有り。是に由りて述等は已むを得ず而して之に従い、諸將と水を渡りて文徳を追う。文徳は述の軍士の饑色有るを見、故に之を疲れさせんと欲し、戦う毎に輒ち走る。述は一日之中に、七たび戦いて皆な捷ち、既に驟々勝つに恃み、又た群議に逼られ、是に於いて遂に進み、東に薩水を濟り、平壤城を去ること三十里、山に因りて營を為る。

（10-279p）文徳は復た遣使して詐り降り、述に請いて曰く、

「若し師を旋する者は、當に高元を奉じて行在所に朝すべし。」

述は士卒の疲弊し、復た戦う可からざるを見、又た平壤城は險固にして、猝にわかに抜き難きを度り、遂に其

の詐りに因り而して還る。述等は方陳を為し而して行き、高麗は四面より鈔撃し、述等は且つ戦い且つ行く。秋、七月、壬寅（38-14+1=25日）、薩水に至り、軍は半ば濟り、高麗は後より其の後軍を撃ち、左屯衛將軍の辛世雄は戦死す。是に於いて諸軍は俱に潰え、禁止す可からず。將士は奔り還り、一日一夜鴨綠水に至り、行くこと四百五十里。將軍の天水の王仁恭^{しんがり}は殿と為り、高麗を撃ちて、之を卻く。來護兒は述等の敗れるを聞き、亦た引いて還る。唯だ衛文升の一軍は獨り全くす。

●高句麗 〔九軍三十萬五千大崩壊〕 初め、九軍は遼を渡り、凡そ三十萬五千、還りて遼東城に至るに及び、唯だ二千七百人、資儲器械は巨萬を計り、失亡蕩盡す。帝は大いに怒り、述等を鎖系す。癸卯（39-14+1=26日）、引いて還る。

百濟●高句麗 〔百濟は高句麗に内通し、隋を翻弄〕 初め、百濟王の璋は遣使して高麗を討つを請い、帝は之をして高麗の動靜を覘わしめ、璋は内に高麗と潜に通じる。隋軍は將に出でんとし、璋は其の臣の國智牟をして來たりて師期を請わしむ。帝は大いに悦び、厚く賞賜を加え、尚書起部郎（工部尚書に属す）の席律を遣わして百濟に詣り、告げるに期會（開戦時期）を以てす。隋軍の遼を度るに及び、百濟も亦た兵を境上に嚴し、隋を助けると聲言し、實は兩端を持す。

●〔煬帝は成果無く東都帰還〕 是の行なる也、唯だ遼水の西に於いて高麗の武歷邏（高麗は邏を遼水の西に置き、以て遼水を度る者を警察す）を抜き、遼東郡及び通定鎮を置き而して已む。八月、敕して黎陽、洛陽、太原等の倉穀を運び（開皇三年に衛州に於いて黎陽倉を置く、其の汾晋の粟は運漕して以て京師らに給す。汾晋以北の諸州は之を太原倉に輸す）望海頓（遼西の界）に向かわしめ、民部尚書の樊子蓋をして留まりて涿郡を守らしむ。九月、庚寅（26-14+1=13日）、車駕は東都に至る。

●冬、十月、甲寅（50-43+1=8日）、工部尚書の宇文愷は卒す。

●十一月、己卯（15-13+1=3日）、宗女を以て華容公主と為し、高昌に嫁す。

●〔宇文述を助け、賞罰曖昧〕 宇文述は素より帝に寵有り、且つ其の子の士及は帝の女の南陽公主に尚し、故に帝は誅するに忍ばず。甲申（20-13+1=8日）、於仲文等と皆な除名して民と為し、劉士龍を斬り（乙支文德解放の責任）て以て天下に謝す。薩水の敗は、高麗は追いて薛世雄を白石山に圍み、世雄は奮撃して、之を破り、是に由りて獨り免官するを得たり。衛文昇を以て金紫光祿大夫と為す。諸將は皆な罪を于仲文に委ね、帝は既に諸將を釋し、獨り仲文を系ぐ。仲文は憂患し、病を發して困篤なり、乃ち之を出し、家に於いて卒す。

●是の歲、大旱し、疫、山東は尤も甚だし。

●〔張衡に自決強要〕 張衡は既に放廢（田里に放還せらるは上の六年）せられ、帝は毎に親人をして衡の為す所を覘わしめ。帝は遼東より還り、衡の妾は、

「衡は怨望し、朝政を謗訕す」

と告げ、詔して盡く家を賜う。衡は死に臨みて大言して曰く、

「我は人の為に何等の事を作して（仁壽四年の事）、而も久しく活きるを望まんや！」

監刑者は耳を塞ぎ、（10-280p）促して之を殺さしむ。

令和6年2月16日 翻訳開始 10829 文字

令和6年2月26日 編訳終了 22797 文字